

静岡地方最低賃金審議会
 第 1 回 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和 6 年 9 月 30 日（月） 午後 2 時 52 分から午後 4 時 20 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
議題	1 部会長・同代理の選出 2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 3 特定最低賃金の改正決定について 4 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 部会長・同代理の選出 部会長（本庄委員）と同代理（畑委員）を選出。</p> <p>2 特定最低賃金専門部会の運営規程等について 専門部会運営規程（変更なし）を承認。 第 2 回目以降の専門部会は、全会一致で、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開することとなった。 事務局から、本年 8 月 21 日開催の第 394 回本審において、特定最低賃金の決議について、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用すること、審議日程について、専門部会での審議は配付資料 4 のとおり行うこと、発効日について、本年度改正審議を行う 3 つの特定最低賃金の発効日は、すべて令和 6 年 12 月 21 日の指定日発効として改定すること、が決議されていることを説明したほか、専門部会の廃止について説明した。</p> <p>3 特定最低賃金の改正決定について 事務局から配付資料について説明 労使双方が基本的な考え方について発言した後、一旦休会し、公益委員が労使各側の委員へ個別に意見聴取を行った。 その意見聴取の後、部会を再開したが、意見の一致に至らなかった。</p> <p>労働者代表委員の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定最低賃金は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替の役割を担っている。また、賃金の不当な切り下げ、製品の買いたたき防止など、事業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全 			

体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割も担っている。

- ・ 電機連合では今春闘で 11,000 円の引上げ、月額 184,500 円以上を実現した。しかし、8月5日の厚生労働省発表では実質賃金が27か月ぶりにプラスに転じたとあるが、物価の高騰は依然収まらず、生活者に不安が残る状況となっている。特定最低賃金はすべての労働者に適用されるセイフティネットである地域別最低賃金と違い、当該産業の基幹労働者の最低賃金を決定するものであり、相対的に高い水準の確保が不可欠と考えている。また、労使のイニシアチブにより設定されるということに重点を置き、当該労働者を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で合意形成を図っていくことが必要不可欠であると考えている。
- ・ 現状、新たに改正された静岡県最低賃金よりも37円低い状況であるが、静岡県の電機産業の魅力を高めるために、引き続き議論をお願いしたい。
- ・ 今春闘での電機産業の妥結金額である月額184,500円を時間換算した額の90%となるプラス78円を目指したいが、協約の最低額があり制度上できないため、初回提示額としては、協約の下限である1,048円となるプラス51円を提示。

使用者側代表委員の主な意見

- ・ 特定最低賃金の審議は、議論の連続性を踏まえて進める必要があると考える。
- ・ 特定最低賃金は地域別最低賃金と違うが、地域別最低賃金に対する最近の論調が、「2020年台に1,500円を実現させる」とかなり早まっている。こうなると毎年地域別最低賃金がとんでもない引き上げ額となってしまうだけでなく、特定最低賃金も当然影響を受けることになる。
- ・ 本特定最低賃金改正の必要性ありとして審議をしていくこととなるが、電機産業については、対象となる産業の幅が広く一言では言えないがEVやスマートフォンなど重要性のある産業もあり、業界としての優位性確保は必要と考えている。
- ・ 一方で、地域別最低賃金がこれだけ上がり、電機の特定最低賃金が静岡県最低賃金を下回るのも3回目。議論のスタートが地域別最低賃金額となるだけでなく、協約の最低額が1,048円であるため、1,035円から1,048円という狭いレンジでの議論になる。産業の優位性でいえば、電機はそんなもんじゃないという期待はあるが、特定最低賃金の水準はめいっぱいのところまできているといった現実を見る必要がある。さらに、最低限の引き上げでも影響率が高いという状況も加味する必要がある。
- ・ 改正された静岡県最低賃金額プラス1円でも十分とも思うが、協定の下限額との関係で議論の幅が狭くやりにくいものの、こんな狭い範囲で不一致というのは意味がないと思っている。そのため、真剣な議論をして、今年も全会一致を目指してやっていきたいと思っている。
- ・ 初回提示額としては、県内の春闘結果、全産業の299人以下の引上げ率3.71%を根拠に37円引上げとしたいが、地賃を上回らないので、産業の優位性1円をプラスして38円引上げを提示。

4 その他
なし